

○運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領の制定について
(令和3年3月4日岩運免発第195号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしの要領を別添のとおり制定し、令和3年3月4日から施行するので、適切に運用されたい。

なお、運転免許の効力の仮停止に関する事務取扱要領について（平成29年2月9日付け岩運免第101号）は、廃止する。

運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領

第1 目的

この要領は、免許の仮停止及び自動車等の運転の仮禁止（以下「仮停止等」という。）に関する事務について、制度の趣旨に照らし、その迅速適正な処理を図るため事務取扱いの基準を示したものである。

第2 対象事故事件の捜査

1 現場臨場

死亡事故事件については、仮停止等に該当する場合が多いので、死亡事故が発生した場合は、警察署長等（警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）又は警察署長等が指名した警部以上の階級にある警察官が現場に臨場して、事件の真相究明に努めること。

2 適切な対象事案の把握

運転免許課長及び警察署長等は、死傷事故等が発生した場合、仮停止等チェック票（様式1号）を活用し、仮停止等事案に該当するかどうか、該当する場合、本処分までに関係書類の送付が可能かどうか、被処分者の被疑事実の認否状況等を相互に検討し、仮停止等事案を適切に把握すること。

なお、使用した仮停止等チェック票（様式1号）は、仮停止等事案発生簿に編てつし、検討状況を明らかにしておくものとする。

3 本処分に関する関係書類の作成

警察署長は、実況見分等の結果によって、当該事故事件が仮停止等に相当する事案であると認めたときは、直ちに当該事故事件が迅速適正に処理されるよう必要な措置を講じ、おおむね事故発生後（交通事故の救護義務違反にあっては、被疑者の検挙後）48時間以内において、本処分に関する関係書類の作成が行われる

ようにすること。

4 高速自動車国道等における仮停止等事案の処理分担

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第114条の3及び岩手県道路交通法施行細則（以下「県施行細則」という。）第6条の2の規定により、警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道に係わるものは、高速道路交通警察隊長に行わせるものとする。

5 免許事実の確認

仮停止等に相当する交通事故を起こした者の中には、不正に免許を受けている者又は免許内容を偽るものがあると思われるので、事故処理に当たっては、必ず免許事実を確認するようにすること。

第3 事実の認定

1 違反行為に関する事実認定

仮停止等事案の多くは、非現認の事故事件であるから、違反行為に関する事実認定に当たっては、実況見分を入念に行うなどにより、事案の真相を適確に把握しておくこと。

2 因果関係の究明

法第103条の2第1項第2号及び第3号は、一定の「違反行為をし、よつて交通事故を起こし」たことをその処分理由としており、違反行為が直接又は間接の原因となって交通事故が起きたこと、換言すれば違反行為と交通事故との間に何らかの因果関係が存在することを要件としているので、事実認定に当たってはこの関係の究明に努めること。

なお、この因果関係の究明を速やかに行うことが困難な事案については、仮停止等の処分は行わないようにすること。

第4 処分の決定

1 報告、連絡

(1) 警察署長等は、仮停止等をしようとするときは、あらかじめ運転免許課長に事案の概要及び処分を必要と認める理由を電話報告し、処分についての意見を聴いた上で処分を決定すること。

(2) (1)の報告を受けた運転免許課長は、仮停止等をしようとする者の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にある場合は、直ちに(1)の報告事項をその者の住所地を管轄する公安委員会に電話連絡すること。

2 処分決定上の留意事項

(1) いわゆる否認事件は、将来不服申し立て又は行政訴訟の対象となる場合が多いので、この種事案については、本人の自供以外に当該事案を立証する十分な証拠があるかどうかを検討した上で決定すること。

- (2) 被害の程度又は責任の度合いが軽微で、明らかに軽い本処分に相当すると認められる事案については、仮停止等は行わず、速やかに本処分が行われるよう手続をとること。
- (3) 仮停止等の処分事由に該当した者が負傷又は病気等のため、明らかに仮停止等の期間内に自動車等を運転することがないと認められる場合は、仮停止等は行わず、速やかに本処分が行われるよう手続をとること。

第5 被処分者に対する処分通知

- 1 仮停止等の通知は、あらかじめ処分を受けることとなる者から事案に対する申し立てをよく聴取し、事実の認定に誤りがないかどうか確認し、仮停止処分通知書（様式2号）又は仮禁止処分通知書（様式3号）を交付して行うこと。
- 2 仮停止等の通知は、処分執行を確保するため、処分を受けることとなる者が取調べのため、警察署又は高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）に出頭し、若しくは、これらの場所において身柄を拘束されている機会を利用して行うようにすること。

第6 被処分の者の運転車両に対する措置

- 1 仮停止等を受けることとなる者が運転していた車両を交通事故の現場から警察署等その他の場所に移動する場合は、仮停止制度の趣旨に鑑み、その車両は当該処分を受けることとなる者以外の者に運転させるようにすること。
- 2 仮停止等を受けた者の運転していた車両は、運転資格を有する引取人が来るまでは、警察署等その他の適当な場所に一時保管しておかなければならないので、あらかじめその保管場所について対策を講ずること。

第7 免許証等の保管及び返還

- 1 仮停止等をした事案について、本処分が行われるまでの間における免許証、国際運転免許証及び外国運転免許証（以下「免許証等」という。）の保管は、原則として当該免許証の送付を受けた運転免許課とする。
- 2 仮停止等の期間内に処分を受けた者が公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更した場合における変更後の住所地を管轄する公安委員会への法第103条の2第5項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書並びにその際における仮停止通知書（様式4号）又は仮禁止通知書（様式5号）及び免許証等の再送付は、当該仮停止の期間内に法第94条第1項の規定による住所変更に関する免許証の記載事項の変更届出があったとき又は国際運転免許証及び外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する者から住所を変更した旨の通知があったときに限り行うようにすること。
- 3 免許証等の提出を受けたときは、提出をした者に対して、次のことを教示しておくこと。

- (1) 仮停止等の期間内に、本処分が行われなかった場合は、免許証等の返還は、原則として前記1の場所で行う。
- (2) 仮停止等の期間内に公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更した場合は当該期間内に速やかに法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届出（国際運転免許証等を所持する者にあつては、仮禁止をした警察署長等に対して住所を変更した旨の通知）をすべきこと及びその届出（通知）を怠ったときは、事案発生時の住所地の警察本部行政処分担当課で免許証等を返還することになる。

第8 弁明の機会の供与

- 1 法第103条の2第2項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の供与は、仮停止等の処分通知書によって行うこととしているが、当該処分通知の際には、重ねて弁明の機会のある旨を口頭で説明するとともに、併せて次の事項を教示しておくこと。
 - (1) 弁明は、特別な事情がない限り、警察署等で行う。
 - (2) 弁明は、あらかじめ指定した日までの間に行うこと。（特にやむを得ない事情があれば、弁明の日時を変更することができる。）
 - (3) 弁明は、口頭による弁明に代えて弁明書を提出して行うことができる。
- 2 仮停止等を受けた者又はその代理人から口頭による弁明が行われたときは、警察署長等又は警察署長等が指名した警察職員は弁明調書（様式6号）を作成すること。
- 3 警察職員が弁明を録取した場合には、速やかにその内容を警察署長等に報告させること。
- 4 警察署長等は、仮停止等を受けた者又はその代理人の弁明の内容を審査した結果、仮停止等を行うことが適当でないことを認めるときは、あらかじめ警察本部長の指示を受け、その処分を取り消すこと。

この場合には、当該処分を受けた者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、提出されている免許証等を返還すること。

第9 仮停止通知書等の送付

- 1 仮停止等をした警察署長等が、仮停止通知書（様式4号）又は仮禁止通知書（様式5号）及び当該処分を受けた者から提出を受けた免許証等（以下「仮停止通知書等」という。）を処分を受けた者の住所地を管轄する公安委員会に送付するときは、次によること。
 - (1) 送付先が岩手県公安委員会である場合
仮停止通知書等と当該事案に係る本処分の関係書類を併せて送付すること。
 - (2) 送付先が他の公安委員会である場合

仮停止通知書等と当該事案に係る事案発生地の公安委員会から関係公安委員会宛ての行政処分関係書類送付書及びその添付書類を併せて、仮停止等をした警察署長等から関係公安委員会宛てに直接送付すること。

2 仮停止通知書等の送付は、次によること。

- (1) 送付途中において、免許証等が紛失することのないよう配意すること。特に他の公安委員会に送付する場合は、必ず書留速達郵便にすること。
- (2) 送付手続は、仮停止等の決定をしたときからおおむね3日以内に行うこととし、送付先が他の公安委員会である場合は、原則として当該事案に係る本処分の意見の聴取期日の5日前までに到着するように送付すること。

なお、他の公安委員会に送付する場合において、書留速達郵便によっても、所定の期日までに到着することが困難と認められる場合は、意見の聴取準備に必要な事項を別途電子メール等によって通報するなど便宜措置を講ずるとともに行政処分担当課にも連絡すること。

第10 警察庁情報処理センターに対する登録手続

- 1 仮停止等をした警察署長等から第4の1による報告を受理した運転免許課長は、警察署長等から上申された行政処分原票によって、仮停止等を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証番号を確認し、当該事案について事故登録票を作成し、速やかに事故登録を行うこと。
- 2 事故登録に伴う警察庁情報処理センターからの点数通報を受理した場合に、仮停止等を受けた者の住所地が他の公安委員会の管轄区域内にあるときは、直ちにその者に係る点数通報書を他の行政処分関係書類とともに住所地を管轄する公安委員会に送付すること。

なお、住所地を管轄する公安委員会において、急を要するときは、当該事案の事故登録が行われた直後に、その者について違反事実照会を行い、その回答に基づいて意見の聴取準備を行うようにすること。

第11 意見の聴取の期日及び場所の通知

仮停止等事案に係る本処分は、原則として意見の聴取該当事案となるので、仮停止等の期間内に本処分を行うためには、その期間内に意見の聴取が行われるようにする必要がある。

そのため、意見の聴取の期日及び場所については、次により速やかに通知すること。

1 意見の聴取を行う公安委員会が自らの公安委員会である場合

- (1) 運転免許課長は、第4の1の(1)による報告を受けた事案が意見の聴取該当事案であると認めたときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定し、当該報告をした警察署長等に対し、被処分者に対する意見の聴取通知書(様式7

号)の交付方を指示すること。

- (2) 指示を受けた警察署長等は、仮停止等の処分通知の際に併せて意見の聴取通知書を交付して意見の聴取の期日及び場所を通知し、被処分者から受領書(様式8号)を徴しておくこと。

2 意見の聴取を行う公安委員会が他の公安委員会である場合

- (1) 第4の1の(2)による連絡を受けた公安委員会は、当該事案が意見の聴取該当事案であると認めたときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定し、事案発生地を管轄する公安委員会に対し、被処分者に対する意見の聴取通知書の交付方を依頼すること。
- (2) 依頼を受けた公安委員会は、仮停止等をした警察署長等に対し、依頼に係る意見の聴取通知書の交付方を指示すること。
- (3) 指示を受けた警察署長等は、前記1の(2)と同じ要領で意見の聴取通知書を交付し受領書を徴しておくこと。

3 意見の聴取通知書(様式7号)の交付方について指示又は依頼を受けた警察署長等は、意見の聴取通知書(様式7号)に所要の事項を記載し、公安委員会又は警察本部長名欄に関係都道府県名を記載したものを複写で正副2通を作成し、正本は被処分者に交付し、副本は控えとして事務取扱者等を証明する文書として利用すること。

4 警察署長等が他の公安委員会から依頼を受けて交付する意見の聴取通知書(様式7号)には、依頼を受けて交付するものである旨を記載して交付すること。

5 前記意見の聴取通知書の副本の受領書欄の記載要領は、意見の聴取通知書(様式7号)を作成した警察署長等名及び印並びに交付担当職員の階級、氏名及び印を押印するようにすること。

6 前記意見の聴取通知書の副本は、第9の仮停止通知書等と同時に関係公安委員会に送付すること。

7 仮停止等の処分事由に該当する事案が年末年始等の時期に発生し、仮停止等の期間内に意見の聴取を行うことができない場合であっても、その他の場合と同様仮停止等の処分を行い、意見の聴取の期日及び場所も、処分の通知の際に併せて行うこと。

この場合において、仮停止等の期間を経過したときは、免許証等は返還しておくこと。

第12 その他

この例規に定めるもののほか、仮停止等対象事案発生時の報告・連絡に関し必要な事項は別に定める。

仮停止等チェック票

(チェック欄 1)

仮停止等該当事案である。

(次の 1 ~ 3 のいずれかに該当する場合)

1 救護義務違反をした。

2 次の違反行為をし、よって過失運転致死傷を起こした。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 酒酔い運転 | <input type="checkbox"/> 麻薬等運転 |
| <input type="checkbox"/> 無免許運転 | <input type="checkbox"/> 無資格運転 |
| <input type="checkbox"/> 酒気帯び運転 | <input type="checkbox"/> 過労等運転 |
| <input type="checkbox"/> 携帯電話使用等 (交通の危険) | <input type="checkbox"/> 妨害運転 (著しい交通の危険) |

3 次の違反行為をし、よって死亡事故を起こした。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 速度超過 | <input type="checkbox"/> 警察官現場指示 |
| <input type="checkbox"/> 警察官通行禁止制限 | <input type="checkbox"/> 信号無視 |
| <input type="checkbox"/> 通行禁止 | <input type="checkbox"/> 歩行者用道路徐行 |
| <input type="checkbox"/> 急ブレーキ禁止 | <input type="checkbox"/> 高速道路車間距離不保持 |
| <input type="checkbox"/> 禁止場所追越し | <input type="checkbox"/> 踏切不停止等 |
| <input type="checkbox"/> 遮断踏切立入り | <input type="checkbox"/> 横断歩行者等妨害等
(38条、38条の2) |
| <input type="checkbox"/> 徐行場所 | <input type="checkbox"/> 通行区分 |
| <input type="checkbox"/> 指定場所一時不停止等 | <input type="checkbox"/> 環状交差点通行車妨害等 |
| <input type="checkbox"/> 歩行者側方安全間隔 | <input type="checkbox"/> 法定横断禁止 |
| <input type="checkbox"/> 追越し方法等 | <input type="checkbox"/> 優先道路通行妨害 |
| <input type="checkbox"/> 交差点安全進行義務 | <input type="checkbox"/> 本線車道横断等禁止 |
| <input type="checkbox"/> 積載物大きさ制限超過 | <input type="checkbox"/> 積載方法制限 |
| <input type="checkbox"/> 整備不良 | <input type="checkbox"/> 幼児等通行妨害 |
| <input type="checkbox"/> 免許の条件 | |

※ 安全運転義務違反 (法70条) は、該当しない。

(チェック欄 2)

30日以内に仮停止等が執行可能である。

(チェック欄 3)

被処分者が、対象事件について、被疑事実を認めている。(否認事案ではない。)

(仮停止等該当事案の判断)

上記(チェック 1、2、3)の全て(3つの□)に「レ」(チェック)が入った場合には、仮停止等に該当する事案である。

(措置) 運転免許課行政処分係に電話で連絡をとるとともに、「仮停止等事案発生報告」をFAXする。

仮停止処分通知書

下記の理由により、あなたの免許の効力を

年 月 日から 年 月 日まで仮停止

したので通知します。

なお、この処分については、処分を受けた日から起算して5日以内に、本職に対し
弁明をすることができます。また、弁明は、代理人をもって行うことができ、弁明の
際には有利な証拠を提出することができます。

年 月 日

警察署長

住 所																	
氏 名	年 月 日生																
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付										有 効 年 月 日		年 月 日 まで有効				
免許の種類	第 一 種	大	中	準	普	大	大	普	小	原	けん	第 二 種	大	中	普	大	けん
		型	型	中型	通	特	自二	自二	特	付	引		型	型	通	特	引
理 由	年 月 日 午前・後 時 分ころ における 交通事故・交通違反 (道路交通法第 条 第 項第 号)																

教 示

この処分に不服があるときは、下記のとおり審査請求や処分の取消しの訴えができます。

記

1 審査請求

審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴え

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として(訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

取 扱 印

(裏)

免許証保管書

年 月 日

通知書記載の被処分者 殿

岩手県

警察署長

あなたの次の免許証を保管します。

免許証	通知書記載のもの
保管期間	通知書記載の停止期間中
保管理由	運転免許の効力の停止による

保管取扱者

仮 禁 止 処 分 通 知 書

下記の理由により、あなたの自動車等の運転を

年 月 日から 年 月 日まで仮禁止

したので通知します。

なお、この処分については、処分を受けた日から起算して5日以内に、本職に対し
弁明をすることができます。また、弁明は、代理人をもって行うことができ、弁明の
際には有利な証拠を提出することができます。

年 月 日

警察署長

住 所			
氏 名	年 月 日生		
免許証番号	第 号 年 月 日	有 効 年 月 日	年 月 日 まで有効
免許の種類			
理 由	年 月 日 午前・後 時 分ころ における 交通事故・交通違反 (道路交通法第 条 第 項第 号)		

教 示

この処分に不服があるときは、下記のとおり審査請求や処分の取消しの訴えができます。

記

1 審査請求

審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴え

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として(訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

取 扱 印

(裏)

免許証保管書

年 月 日

通知書記載の被処分者 殿

岩手県

警察署長

あなたの次の免許証を保管します。

免許証	通知書記載のもの
保管期間	通知書記載の禁止期間中
保管理由	自動車等の運転の禁止による

保管取扱者

仮停止通知書

年 月 日

公安委員会殿

警察署長

道路交通法第103条の2第4項の規定により下記の者について仮停止通知書を
送付する。

住 所																	
氏 名	年 月 日生																
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付										有 効 年月日		年 月 日 まで有効				
免許の種類	第 一 種	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん引	第 二 種	大 型	中 型	普 通	大 特	けん引
理 由	年 月 日 午前・後 時 分ころ における 交通事故・交通違反 (道路交通法第 条 第 項第 号)																
備 考	1 仮停止処分通知書 年 月 日付 第 号 2 仮停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで(日間)																

仮 禁 止 通 知 書

年 月 日

公安委員会殿

警察署長

道路交通法第107条の5第10項の規定により下記の者について仮禁止通知書を
送付する。

住 所			
氏 名	年 月 日生		
免許証番号	第 号 年 月 日	有 効 年月日	年 日 月 日 まで有効
免許の種類			
理 由	年 月 日 午前・後 時 分ころ における 交通事故・交通違反 (道路交通法第 条 第 項第 号)		
備 考	1 仮禁止処分通知書 年 月 日付 第 号 2 仮禁止の期間 年 月 日から 年 月 日まで(日間)		

様式6号（第8関係）

第 号 弁 明 調 書 年 月 日 弁明録取者の職名及び氏名 印	
弁明の件名	
弁明の期日	年 月 日 午前・後 時 分
弁明の場所	警察署・隊
当事者の氏名及び住所 (代理人の氏名及び住所)	当事者 住所 氏名 代理人 住所 氏名 関係
当事者又はその代理人 の弁明の要旨	1 私が、 年 月 日 午前・後 時 分ころ 付近道路において 交通違反をした ・ 交通事故を起こした ために、ただ今、 仮停止処分通知書 ・ 仮禁止処分通知書 の交付を受けましたが、 その内容及び根拠等については、 2 この違反・事故は、 3 この処分を受けることに対する意見は、 4 有利な証拠は、
提出された証拠の標目	
その他参考となるべき 事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不要の欄は、斜線を引くこと。

意見の聴取通知書

第 号

年 月 日

住所

殿

岩手県公安委員会

あなたに対する次の理由による処分に係る道路交通法第104条第1項の規定による意見の聴取を次のとおり行いますから出席されるよう通知します。

記

意見の聴取期日	年 月 日 午 前後 時 分
意見の聴取場所	
処分をしようとする理由	年 月 日 午前・午後 時 分 ころの 先道路における交通事故・違反（道路交通法第 条 第 項）

- 備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分を決定します。
- 2 あなたが病気その他のやむを得ない理由で出席できないときは、代理人を出席させることができます。
なお、代理人を選任したときは、事前に委任状を添えて代理人選任届を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

この意見の聴取通知書は 公安委員会の依頼により通知するものである。

年 月 日

岩手県 警察署長 ㊟

意見の聴取通知書

第 号

年 月 日

住所

殿

岩手県公安委員会

あなたに対する次の理由による処分に係る道路交通法第104条第1項の規定による意見の聴取を次のとおり行いますから出席されるよう通知します。

記

意見の聴取期日	年 月 日 午 前後 時 分
意見の聴取場所	
処分をしようとする理由	年 月 日 午前・午後 時 分 ころの 先道路における交通事故・違反(道路交通法第 条 第 項)

- 備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分を決定します。
- 2 あなたが病気その他のやむを得ない理由で出席できないときは、代理人を出席させることができます。
なお、代理人を選任したときは、事前に委任状を添えて代理人選任届を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

受領書

意見の聴取通知書(第 号)1通を正に受け取りました。

年 月 日

(住所)

(氏名)

意見の聴取の出欠

- 出席します。
- 欠席します。
- 代理人 _____ を出席させます。

本通知書
の作成者

警察署長 ㊟

交付担
当者印